

## 広島県社会福祉審議会委員長の選出について

## 1 推薦

広島県社会福祉審議会には、社会福祉法第10条の1の規定により、委員長を置くこととし、本審議会において、委員の互選により委員長を選出することとなっております。

事前に広島県社会福祉審議会委員に委員長推薦について依頼したところ、次のとおり、委員長の推薦がありました。

被推薦者	推薦者
山本 一隆 委員	金子 麻由美 委員
	米川 晃 委員
	佐藤 裕幸 委員

## 2 議決事項

複数の委員から推薦のあった「山本 一隆」委員を委員長とすることについて、別紙「書面議決書」により、回答をお願いいたします。